

## 役員の退職金に係る業績勘案率について（総務省、財務省）

総務省	1
別紙 1 「独立行政法人消防研究所の役員退職金に係る業績勘案率（案）について」について（意見）	2
別紙 2 総務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率の決定方法について	4
別紙 3 独立行政法人消防研究所の役員退職金に係る業績勘案率（案）について	7
別紙 4 「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）	10
別紙 5 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）	12
財務省	13
別紙 1 独立行政法人通関情報処理センターの役員退職金に係る業績勘案率（案）について	15
別紙 2 財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方	16
別紙 3 独立行政法人通関情報処理センターの役員退職金に係る業績勘案率の算定の考え方	18
別紙 4 独立行政法人通関情報処理センターの役員退職金に係る業績勘案率に関する算定方法及び決定に至った事由について（案）	19

## 総務省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率（案）について

### 1 通知された案の内容

#### （1）対象者

独立行政法人消防研究所 1人（理事長：平成16年3月31日退職）

#### （2）業績勘案率（案）

今回業績勘案率の適用対象となる期間が1年未満（3ヶ月）であるため、総務省の「独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ」（平成16年3月11日総務省独立行政法人評価委員会決定）（以下「申し合わせ」という。）の3の規定を準用し、1.0とする。

### 2 意見（案）のポイント

- 通知を受けた業績勘案率（案）は、申し合わせの規定に基づいたものであり、妥当である。
- ただし、業績勘案率の決定方法については「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）に照らして改善が必要である。

### （別紙）

- 別紙1 「独立行政法人消防研究所の役員退職金に係る業績勘案率（案）について」  
について（意見）（案）
- 別紙2 総務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率の決定方法について
- 別紙3 独立行政法人消防研究所の役員退職金に係る業績勘案率（案）について
- 別紙4 「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）
- 別紙5 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）

(案)

政委第 号  
平成 年 月 日

総務省独立行政法人評価委員会

委員長 熊谷信昭 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村松岐夫

「独立行政法人消防研究所の役員退職金に係る  
業績勘案率（案）について」について（意見）

当委員会は、平成16年12月10日付けをもって貴委員会から通知がありました「独立行政法人消防研究所の役員退職金に係る業績勘案率（案）について」について、下記のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らいください。

## 記

貴委員会から通知を受けた業績勘案率について、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）（以下「方針」という。）を基に検討した結果、当委員会としては、通知のあった退職役員に係る業績勘案率の適用対象期間が1年未満であり、業績勘案率（案）を国家公務員並みの1.0としていることから、貴委員会の取り扱いは妥当なものと考えます。

しかしながら、貴委員会の「独立行政法人の役員の退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ」（平成16年3月11日総務省独立行政法人評価委員会決定）については、方針に照らして、改善を検討する必要があるものと考えます。主な事項を列挙すると次のとおりです。

- 1 年度評価の個別評価項目ごとに評価点数を機械的に計算して業績勘案率の基になる基準業績勘案率を定めることとしており、当該法人の過去の通常の業績と比較することなく認定する仕組みとなっていること
- 2 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、その変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められておらず、客観的・具体的根拠によって決定する仕組みとなっていないこと。
- 3 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情がある場合、当該要素について妥当か否か考慮する仕組みとなっていないこと

当委員会としては、今後において役員退職金に係る業績勘案率を決定するに当たっては、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みにするという一般の退職金の見直しの趣旨を踏まえ、前記の方針に即して、貴委員会において適切に対処していただくことを要望します。

## 総務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率の決定方法について

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）	独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ（平成16年3月11日総務省独立行政法人評価委員会決定）	問題点
2-①退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	役員退職金の「業績勘案率」は、当該役員が在職期間中の独立行政法人の業績についての評価（当該役員が在職期間中の当委員会の評価の平均値（以下「基準業績勘案率」という。））を基準とする。	年度評価の個別評価項目ごとに評価点数を機械的に計算したものを基に定めることとしており、当該法人の過去の通常の業績と比較することなく認定する仕組みとなっている。 当該法人の過去の業績と比較を行う必要があるのではないか。
2-②業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	(該当規定なし)	業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合についての明文化された規定がない。 当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定する仕組みが必要なのではないか。
2-③業績勘案率算定に当たつての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。	(該当規定なし)	業績勘案率算定に当たつての法人の個々の評価結果のウェイト付けについて確認するための明文化された規定がない。 法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切かどうか確認するための仕組みが必要ではないか。

2-④在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。	(該当規定なし)	在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と比較するための明文化された規定が存在しない。 法人等の業績等の反映状況と整合的かどうか確認するための仕組みが必要ではないか。
<p>2-⑤退職役員の個人的な業績を考慮する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。</li> <li>・過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的な根拠によって認定していること。</li> <li>・個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。</li> <li>また、客観的・具体的な根拠によってその幅を決定していること。</li> <li>・役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。</li> </ul>	(当該規定なし)  各分科会は、算出される「基準業績勘案率」に、当該役員の法人業績への貢献度その他数値に現れていない事項を考慮して、0.0～2.0の間で当該役員の業績勘案率を決定することになっている。	退職役員の個人的な業績を考慮する場合、その変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていない。 客観的・具体的な根拠によって決定する仕組みが必要なのではないか。
2-⑥法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。	(該当規定なし)	法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情がある場合、当該要素について妥当か否か考慮するための明文化された規定が存在し

		<p>ない。</p> <p>法人等の特筆すべき活動等の要素を考慮することが妥当か否か検討する仕組みが必要ではないか。</p>
2-⑦退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。	(該当規定なし)	<p>退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切性を検討するための明文化された規定が存在しない。</p> <p>退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切か否か検討するための仕組みが必要ではないか。</p>
2-⑧理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	(該当規定なし)	<p>理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定するための明文化された規定が存在しない。</p> <p>理事長等の個々の職責に応じた形で算定するための仕組みが必要ではないか。</p>
2-⑨各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもつて審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。	(該当規定なし)	<p>業績勘案率の算定に当たっての審議方法等、決定された業績勘案率及びその理由の公表について明文化された規定が存在しない。</p> <p>審議方法等やその結果の公表について明記する必要があるのではないか。</p>



別紙3

独 委 24 号  
平成 16 年 12 月 10 日

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員長 村松 岐夫 殿

総務省独立行政法人評価委員会  
委員長 熊谷 信昭



独立行政法人消防研究所の役員退職金に係る業績勘案率（案）について

上記法人の役員退職者の退職金に係る業績勘案率（案）については、別添のとおり決定したので通知する。



## 独立行政法人消防研究所役員退職金に係る業績勘案率（案）について

独立行政法人消防研究所の役員退職者の退職金に係る業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事長 [REDACTED] 業績勘案率は1.0とする。

業績勘案率の適用期間： 平成16年1月1日～3月31日

### 【理由】

今回業績勘案率の適用対象となる期間が1年未満（3ヶ月）であるため、総務省の「独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ」（平成16年3月11日総務省独立行政法人評価委員会決定）の3の規定を準用し、1.0とする。

なお、平成15年度の項目別評価（AA、A、B、C、Dの5段階評価）については、AAが10項目、Aが17項目、Bが6項目であり、中期目標を達成していないとされるC又はDの評価を受けた項目はなく、適用対象となる期間の業績は中期目標等を下回るものではないと認められる。

（参考） 総務省独立行政法人評価委員会の評価基準

- AA …… 中期目標を大幅に上回って達成
- A …… 中期目標を十分に達成
- B …… 中期目標を概ね達成
- C …… 中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある
- D …… 中期目標を下回っており大幅な改善が必要

平成 16 年 3 月 11 日

総務省独立行政法人評価委員会

## 独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」

### の決定についての申し合わせ

独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」は、以下の考え方に基づき決定することとする。

1. 役員退職金の「業績勘案率」は、当該役員が在職期間中の独立行政法人の業績についての評価（以下の式により算出される当該役員が在職期間中の当委員会の評価の平均値。以下「基準業績勘案率」という。）を基準とする。

$$\text{「基準業績勘案率」} = \Sigma [ \frac{(1.75 \times (\text{n 年度の AA 評価項目数}) + 1.25 \times (\text{n 年度の A 評価項目数}) + 1.00 \times (\text{n 年度の B 評価の項目数}) + 0.75 \times (\text{n 年度の C 評価の項目数}) + 0.25 \times (\text{n 年度の D 評価の項目数}))}{(\text{n 年度の評価項目数})}] \times \frac{1}{(\text{評価の年度数})}$$

※1 「基準業績勘案率」は小数点以下第2位まで求める（小数点以下第3位を四捨五入）ものとする。

※2 [ ]内の数値は小数点以下第3位まで求める（小数点以下第4位を四捨五入）ものとする。

なお、n=平成13年度は、「AA」を「A」と、「A」を「B」と、「B」を「C」と、「C」を「D」と、「D」を「E」と読み替えるものとする。

2. 各分科会は、上記1により算出される「基準業績勘案率」に、当該役員の人業績への貢献度その他当該数値に現れていない事項を考慮して、0.0~2.0の間で当該役員の業績勘案率（小数点以下1位まで）を決定する。

3. なお、在職期間が1年に満たない場合は、業績勘案率は1.0を基準とする。

## 役員退職金に係る業績勘案率に関する方針

平成16年7月23日

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人評価分科会決定

役員退職金に係る各府省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会として意見を述べる際の当分科会の検討に当たっては、以下の方針とする。

1. 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする。
2. 各府省独立行政法人評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績（以下「法人等の業績」という。）の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく検討を行う。
  - ① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。
  - ② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。
  - ③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。
  - ④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。

- ⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、
- ・ 考慮の程度が付隨的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しきすぎていないこと。
  - ・ 過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。
  - ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。
  - ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。
- ⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。
- ⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。
- ⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。
- ⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。

## 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

〔平成15年12月19日  
閣議決定〕

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

## 1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の12.5／100を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超える場合は、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

## 2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額の12.5／100を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超える場合は、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

## 財務省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率（案）について

### 1 通知された案の内容（別紙1）

#### （1）対象者

通関情報処理センター 1人（監事：平成16年3月31日退職）

#### （2）業績勘案率（案）

1.0

### 2 勘案率の決定方法

- 勘案率の決定方法は、10月26日の独立行政法人評価分科会で報告した日本万国博覧会記念機構の退職役員と同じ基本的考え方（下表及び別紙2）に基づくものであり、当分科会の方針に沿ったもの
- 基本の勘案率については、理事長・理事の場合、年度評価の結果を基に算出するが、監事の場合には、その業績が年度評価に直接現されないことから、1.0を基本とする（別紙3）。
- 通關情報処理センター分科会において、基本の勘案率（1.0）及び監事の業績を基に審議した結果、基本の勘案率を変更することなく1.0で決定（別紙4）

基本的考え方における決定方法の主な内容は、次のとおり

独法評価分科会の方針	決定方法
2-① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	基本的考え方において、中期目標評価、年度評価に基づく業績勘案率を0.0から2.0の間で算定し、評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員のその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮（基本的考え方2-（3））
2-② 業績勘案率算定期に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	基本的考え方において、合理的な理由があるときは、その前年度の業績勘案率その他明確な方法により算定（基本的考え方2-（2）なお書き）
2-③ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	基本的考え方において、退職する役員の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとする（基本的考え方1） 項目別評価においては、当該役員の職責に係る項目を適切にウェイト付けして勘案（基本的考え方別紙の注2）

（注）基本的考え方の別紙において、業績勘案率が1.0を超える場合は、「総務省独法評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、所要の検討を行うこと」を注記することにより、通關情報処理センター分科会においてこれを考慮して業績勘案率審議を行うよう注意喚起している。

### 3 当委員会の意見案

意見なし

案

政 委 第 号  
平成 年 月 日

財務省独立行政法人評価委員会

委員長 奥村洋彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村松岐夫

「独立行政法人通関情報処理センターの役員退職金に係る業績勘案率（案）について」について（意見）

「独立行政法人通関情報処理センターの役員退職金に係る業績勘案率（案）について」（平成16年12月7日付け）をもって貴委員会から通知がありました。業績勘案率については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日）に沿っているものであり、特に意見はありません。

引き続き、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みにするという今般の退職金の見直しの趣旨を踏まえつつ、前記の方針に即して、役員退職金に係る業績勘案率を審議していただくよう、よろしく御願いいたします。

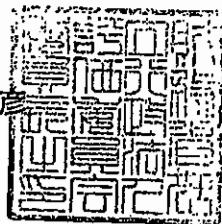
平成16年12月7日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村松 岐夫 殿

財務省独立行政法人評価委員会

委員長 奥村 洋



独立行政法人通関情報処理センターの役員退職金に係る  
業績勘案率（案）について

上記法人の役員退職者の退職金に係る業績勘案率（案）については、下記のとおり決定したので通知する。

記

独立行政法人通関情報処理センターの役員退職者の退職金に係る業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

監事 [REDACTED] 業績勘案率は1.0とする。

注：上記退職者については、「独立行政法人通関情報処理センターの役員退職金に係る業績勘案率の算定の考え方」（平成16年12月2日財務省独立行政法人評価委員会通関情報処理センター分科会決定）に基づき、業績勘案率は1.0としている。

（注）業績勘案率の適用期間：平成16年1月1日～3月31日



## 財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方

平成16年8月26日  
財務省独立行政法人評価委員会

独立行政法人の役員の退職金については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」により、退職金の支給率に各府省の独立行政法人評価委員会が業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう各独立行政法人に要請されたところであり、これに基づき財務省所管の独立行政法人（以下「法人」という。）においても、退職手当の支給の基準が変更されたところである。これを踏まえ、財務省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、今後決定することとされている役員退職金に係る業績勘案率の算定についての基本的考え方を次のとおり整理する。

評価委員会は、この基本的考え方を基に各法人ごとの「法人の評価の基準」を踏まえて、「法人の業績勘案率算定の考え方」を整理し、これに基づき業績勘案率を算定するものとする。

## 1 業績勘案率の算定の考え方

役員退職金に係る業績勘案率の算定に当たっては、退職する役員の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため、「財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価についての基本方針（平成14年6月10日独立行政法人評価委員会決定。以下「独法評価基本方針」という。）」に基づき行った法人の業務の実績に関する評価により業績勘案率を算定するものとする。

## 2 業績勘案率の算定方法

## (1) 評価委員会による業績勘案率の手続き

評価委員会は、独立行政法人の求めに応じて、役員退職金に係る業績勘案率の算定を行うものとする。

## (2) 業績勘案率の算定の期間に関する基準

役員退職金に係る業績勘案率は、役員が中期目標期間を通じて在職した場合は独法評価基本方針における「中期目標評価」に基づく中期目標期間の業績勘案率を、中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は独法評価基本方針における「事業年度評価」に基づく各事業年度の業績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均する。なお、役員が退職した日の属する事業年度に係る事業年度評価がされていない場合で合理的な理由があるときは、当該年度については、その前年度の業績勘案率その他明確な方法により算定するものとする。

## (3) 業績勘案率の算定の基準

中期目標評価に基づく中期目標期間の業績勘案率及び事業年度評価に基づく各事業年度の業績勘案率は、別紙の基準に基づき0.0から2.0の間で算定するものとする。

中期目標評価及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員のその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮するものとする。

業績勘案率		中期目標評価に基づく中期目標期間の評価結果の基準
官房長官へ報告	1.0未満	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が著しく高い結果となっている場合 原則として、在職期間のいずれかの年度において目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項により剩余金の使途に充て得る積立金）が積み立てられていることが必要 例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以上の著しく高い実績を示す内容となっており、項目別評価において各項目（特に当該役員の職責にかかる項目）の評価の大半が「中期目標を十分に達成した」であり、かつ、著しく高い結果となっている場合。
が厳格に検討 総務省評価委員会	1.0	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が中期目標以上の実績となっている場合 例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以上の実績を示す内容となっており、項目別評価において、各項目（特に当該役員の職責にかかる項目）の評価が概ね「中期目標を十分に達成した」である場合
	1.0	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が概ね中期目標どおりの実績となっている場合 例：全体評価の記述内容が全体として中期目標どおりの実績を示す内容となっており、項目別評価において各項目の評価が概ね「中期目標をおおむね達成した」である場合
	1.0未満	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標が達成されなかった場合 例：全体評価の記述内容が全体として中期目標を達成していないことを示す内容となっており、項目別評価において、各項目の評価が概ね「中期目標を達成していないが、進展はあった」である場合
官房長官へ報告	0.5	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が著しく低い結果になっている場合 例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以下の著しく低い実績を示す内容となっており、項目別評価において、各項目の評価の大半が「中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である」である場合

- 注) 1 各事業年度の業績勘案率については、事業年度評価に基づく各事業年度の評価結果における全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、上の表と同様の考え方により定めることとする。
- 2 項目別評価においては、当該役員の職責にかかる項目を適切にウエイト付けして勘案するものとする。
- 3 業績勘案率が1.0を超える場合は、総務省独法評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、所要の検討を行うこととしている。

独立行政法人通関情報処理センターの役員退職金に係る  
業績勘案率の算定の考え方

平成16年12月2日  
財務省独立行政法人評価委員会  
通関情報処理センター分科会

財務省独立行政法人評価委員会通関情報処理センター分科会（以下「センター分科会」という。）は、「財務省所管独立行政法人の役員退職金の業績勘案率に係る基本的考え方」（平成16年8月26日財務省独立行政法人評価委員会決定）及び本考え方に基づき、独立行政法人通関情報処理センター（以下「センター」という。）の役員退職金に係る業績勘案率の算定を実施するものとする。

## 1 算定の考え方

役員退職金に係る業績勘案率の算定に当たっては、センターの運営等に係る退職役員の実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため、原則として、下記2のとおり「独立行政法人通関情報処理センターにおける業務の実績に関する評価の基準（平成16年5月27日センター分科会決定。以下「評価基準」という。）」に基づいて行ったセンターの業務の実績に関する評価により業績勘案率を算定するものとする。

なお、業績勘案率を算定した場合は、算定に当たって客観性が確保されていること及びセンターの業務の実績又は退職役員の担当業務の実績が適切に反映されていることを明らかにするため、算定方法及び決定に至った事由を記載した書面を作成するものとする。

## 2 算定の基準

### (1) 業績勘案率の算定の基準

退職した役員（監事を除く。）が在職した各事業年度に係るセンターの業務の実績に関する評価に基づく業績勘案率は、別紙1の基準に基づき0.0から2.0の間で算定するものとする。

なお、退職した役員（監事を除く。）の通算の在職期間が1年に満たない場合には、当該役員の業績勘案率は、上記にかかわらず、1.0を基本とする。

退職した監事の業績勘案率は、1.0を基本とする。

### (2) 業績勘案率の算定の期間に関する基準

役員退職金に係る業績勘案率は、上記(1)により算定した各事業年度の業績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均（小数点以下一位未満は、切り捨てるものとする）する。

なお、各事業年度に係るセンターの業務の実績に関する評価の総括評価シートの項目別評価の評定欄に記載された評定又は全体評価を勘案し、役員（監事を除く。）の業績勘案率を変更することができるものとする。また、退職した監事の業績を勘案し、監事の業績勘案率を変更することができるものとする。

独立行政法人通関情報処理センターの役員退職金に係る業績勘案率に関する  
算定方法及び決定に至った事由について(案)

算定方法	<p>「独立行政法人通関情報処理センターの役員退職金に係る業績勘案率の算定の考え方」(平成16年12月2日財務省独立行政法人評価委員会通関情報処理センター分科会決定)に基づき算定したものである。</p> <p>具体的には、同考え方の2の(1)において「退職した監事の業績勘案率は、1.0を基本とする」と規定されており、さらに、同考え方の2の(2)において「退職した監事の業績を考慮し、監事の業績勘案率を変更することができるものとする」と規定されていることから、当該規定に基づき算定したものである。</p>
決定に至った事由	<p>役員の退職金については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)において、各府省の独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請するものとされ、これに基づき、独立行政法人通関情報処理センターにおいても、役員退職手当支給規程が変更された。</p> <p>また、「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」が、平成16年8月26日に開催された財務省独立行政法人評価委員会において決定され、各独立行政法人の業績勘案率については、当該基本的考え方を基に法人の評価の基準を踏まえて、法人の業績勘案率算定の考え方を整理し、これに基づき業績勘案率を算定するものとされた。</p> <p>これを受け、平成16年12月2日に開催した財務省独立行政法人評価委員会通関情報処理センター分科会において、「独立行政法人通関情報処理センターの役員退職金に係る業績勘案率の算定の考え方」(案)について、審議を行い、同考え方を決定したものである。</p> <p>業績勘案率(案)については、同考え方において、退職した監事の業績勘案率は1.0を基本とし、さらに、退職した監事の業績を考慮し、監事の業績勘案率を変更することができるものとされている。<u>センターから退職した監事の業績について説明を求め、当該業績勘案率(案)について、上記算定方法に沿って審議を行ったところ、監事の業績に関しその業績勘案率を変更すべき特段の事情はなく、当該業績勘案率(案)を1.0とすることについて分科会委員の間で異論がなかったことから、当該業績勘案率(案)を1.0として算定することを決定したものである。</u></p>